

昭和二十一年司法省令第七十号

特別経理会社等に関する登記取扱手続

特別経理会社等に関する登記取扱手続を、次

のようく定める。

第一条 金融機関経理応急措置法、会社経理応急

措置法及び同法施行令並びに金融機関再建整備

法、企業再建整備法、過度経済力集中排除法の

施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法

律及び合名会社等再建整備令に基づく登記は、

第六条及び第七条の場合を除き、当該金融機関

又は会社の登記に記録して、これをする。

第二条 会社が会社経理応急措置法第一条第一項

第一号但書の指定又は認可を受けたときは、会

社経理応急措置法の指定又は認可を受

けた旨、同項第二号の指定を受けたときは、特

別経理会社の指定を受けた旨の登記をしなけれ

ばならない。

第三条 金融機関経理応急措置法及び金融機関再

建整備法に基く登記は、その金融機関を代表す

る者の申請によつて、これをする。

第四条 会社経理応急措置法及び同法施行令並び

に企業再建整備法及び合名会社等再建整備令に

基く登記（第六条及び第七条の登記を除く。）

は、その会社を代表する社員又は取締役若しく

は清算人の申請によつて、これをする。

第五条 前条第一項の登記の申請書には、登記の

事由を証する書面を添付しなければならない。

会社の取締役その他業務を執行する役員又は

債権者若しくはその代表者（会社経理応急措置

法施行令第十五条第二項の主務大臣の指定する

法人においては業務を執行する役員）が特別管

理人に選任された場合の登記の申請書には、そ

の資格を証する書面をも添附しなければならな

い。

第五条の二 過度経済力集中排除法第七条第二項

第八号の管理人の指名があつたときは、持株会

社整理委員会又は公益事業委員会は、遅滞なく

その旨の登記を当該会社の本店及び支店の所在

地の登記所に嘱託しなければならない。

登記所が前項の嘱託を受けたときは、遅滞な

くその登記をしなければならない。

第五条の三 前条の規定は、管理人の権限の消滅

の登記にこれを準用する。

前項の登記をしたときは、登記所は前条第二

項の登記を抹消しなければならない。

第五条の四 削除

第五条の五 金融機関経理応急措置法第二十七条

第二号に掲げる金融機関は、金融機関再建整備

法第三十四条第三項に定める期間内に、金融機

関経理応急措置法第二十八条第二項の登記を抹

消しなければならない。

二号ロ及びハに掲げる会社で資本金（出資総

額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計

額をいう。二十万円以上のものは、企業再建

整備法第四十二条第二項の期間内に、会社経理

応急措置法第三条の登記を抹消しなければなら

ない。

第六条 会社経理応急措置法第八条第六項の登記

は、登記記録の権利部の相当区に、これをしな

ければならない。

第七条 前条の規定により登記した権利が、会社

経理応急措置法第七条第七項の規定により新勘

定に振り替へられたときは、前条の登記の抹消

の登記をしなければならない。会社が同法第一

条第一項第一号但書の指定又は認可を受けたと

きも、また同様である。

第八条 前二条の登記の申請をする場合には、こ

れを証する情報をその申請情報と併せて登記所

に提供しなければならない。

前項本文の場合には、申請書に、その旨を記

載しなければならない。

登記官は、第一項本文の場合において、添付

書面の原本を還付するときは、申請書にその旨

を記載し、これに登記官印を押印するものとす

る。

第九条 第六条及び第八条の規定は、企業再建整

備法第三十七条第一項後段（合名会社等再建整

備令第二条において準用する場合を含む。）の

登記に、これを準用する。

この省令は、公布の日からこれを施行する。

附 則（昭和二三年六月二三日司法省令

第五六号）

この省令は、公布の日から、これを施行す

る。

この省令は、平成十七年三月七日から施

行する。

（施行期日）

附 則（平成一七年二月二十四日法務省令

第一九号）抄

この省令は、平成十七年三月七日から施

行する。

（施行期日）

附 則（昭和二四年六月一日法務府令第

八号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

（附則）（昭和三九年三月三日法務省令

第四五号）

この省令は、昭和三十九年四月一日から施

行する。

（附則）（平成一七年二月二十四日法務省令

第一九号）抄

この省令は、平成十七年三月七日から施

行する。

（附則）（平成一七年二月二八日法務省令

第三一号）抄

この省令は、平成十七年三月七日から施

行する。

（附則）（平成一七年二月二八日法務省令

第一号）

この省令は、不動産登記法の施行の日

（平成十七年三月七日）から施行する。